

「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成19年度実施状況】

1  
2 一部実施した(同上)  
3 実施しなかった

整理番号	施策	項目	頁	担当課	(計画策定時に想定した具体的な取組)	平成19年度の実施状況(1,2,3のいずれかを記入)	実施状況(件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入してください。)
第1 配偶者からの暴力を許さない社会づくり							
1	1 配偶者からの暴力被害の発見への取り組み	(1) 通報 ア 一般からの通報	7	男女共同参画課	・一般からの通報について記載した啓発パンフレットを発行、配布する。 ・配偶者暴力防止法についての講演会、講座を実施する。		パンフレット発行、市町村・関係機関等に配布 「あなたの大切な人を暴力から守るために」A4・8P 3000部 県民啓発事業 講演「DV～テレビ映像を通して見てきたもの～」 講師：堀川雅子氏(読売テレビ記者) H19.11.21 びゅあ総合大研修室 85名
2		(1) 通報 イ 医師その他の医療関係者からの通報	8	医務課	・医療関係者の各組織、団体(県医師会、歯科医師会、看護協会等)に法の規定、趣旨について周知する。	・各保健所管内ごとに、関係者の役割を確認しあい、連携体制を整備する。	1 県医師会に対しては、日本医師会から通知がされている(改めて周知等を実施したわけではない。)
3			8	男女共同参画課	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会構成機関職員等を対象とした研修を実施する。 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会会議を開催する。	・医療関係者からの通報について記載した啓発パンフレットの発行、配布	1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する相談員等研修 「女性相談の実践を語る～二次被害のないDV相談を目指して～」 講師：土井良多江子氏(女性相談スーパーバイザー) 連絡協議会構成機関、町村担当職員、民間団体構成員等 70名
4		(2) 通報等への対応 ア 配偶者暴力相談支援センター	8	児童家庭課	(女性相談所) ・通報者に対する教示		1 通報件数 7件(内訳 病院5件 保健所2件 市役所1件) 病院等においては通報について積極性が見られる。
5			8	児童家庭課	(女性相談所) ・被害者と連絡が取れた場合、説明と助言		1 上記7件(面接相談2名、一時保護4名、訪問相談1件)
6			8	児童家庭課	(女性相談所) ・通報から危険急迫と判断した場合、警察と連携して被害者の安全を確保		1 病院から、一時保護への移送等の際は警察官が同行している。
7			8	児童家庭課	・女性相談業務マニュアルの改訂...通報への対応方法の明確化		1 女性相談業務マニュアルを改定し、対応を明確にした。
8			8	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・通報者に対する教示		1 被害者が直接配暴センターに連絡を取るよう協力依頼している。また、被害者が暴力を受けている時は、通報者から警察に通報するよう協力依頼している。
9			8	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・被害者と連絡が取れた場合、説明と助言(びゅあ総合)		1 被害者への支援や保護の制度について説明するとともに、警察や女性相談所と連携して身の安全への確保を図る。
10			8	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・通報から危険急迫と判断した場合、警察と連携して被害者の安全を確保		2 被害の状況を確認し、被害者の安全を確保するために、警察に保護を求めるよう助言するとともに、女性相談所と連携し、被害の防止のための措置の実施に努める。
11		(2) 通報等への対応 イ 警察	8	県警	・通報やパトロール中の発見に際して、暴力の制止及び被害発生防止措置		1 警察活動において認知し、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、暴力の制止に当たるとともに、事案に応じ配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携を図り、被害者に対しては保護命令制度等の説明をしている。(平成19年度 対応件数68件)

「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成19年度実施状況】

1  
2 一部実施した(同上)  
3 実施しなかった

整理番号	施策	項目	頁	担当課	(計画策定時に想定した具体的な取組)	平成19年度の実施状況(1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入してください。)
12	2 教育啓発の推進		10	男女共同参画課	・県民を対象とした啓発講演会または講座を実施	1	県民啓発事業 講演「DV～テレビ映像を通して見てきたもの～」 講師：堀川雅子氏(読売テレビ記者) H19.11.21 びゅあ総合大研修室 85名
13			10	男女共同参画課	・啓発パンフレットの発行、配布。(外国人や障害者への配慮も)	1	パンフレット発行、市町村・関係機関等に配布 「あなたの大切な人を暴力から守るために」A4・8P 3000部 DV相談カード(相談機関の紹介)を作成 21000枚
14			10	男女共同参画課	・県のホームページでの情報提供	1	県HPで、法改正、県計画、相談機関等について情報提供を行った。 また、「女性の応援サイト」でも相談機関等の情報提供を行った。
15			10	男女共同参画課	・(男女共同参画推進センターの講座により、)人権尊重、男女平等の教育を推進	1	男女の人権尊重、男女平等の推進のため、「あなたのちからになります～DVについて考えよう～(びゅあ総合・民間団体と共催)」をはじめ各種のパートナーシップセミナーを行った。また、地域に出向き、いのちの学習、女性の人権などの講座を行った。(出前講座)
第2 相談・保護体制の充実							
16	1 安心して相談できる環境整備	(1)配偶者暴力相談支援センター ア 配偶者暴力相談支援センターの機能	12	男女共同参画課	・びゅあ総合を配偶者暴力相談支援センターとする。	1	平成18年4月より、補完的な配偶者暴力相談支援センターとして業務を開始し、相談、情報提供等を行っている。
17			12	児童家庭課	・女性相談所では、配偶者暴力相談支援センターとしての業務を全般的に(～全て)実施 相談 医学的・心理学的指導 一時保護 自立促進のための援助 保護命令制度利用のための援助 居住・保護施設利用のための援助	2	相談件数 486件(面接152件 電話334件) H19医学判定実施せず。(非常勤嘱託Drが男性である等不具合があった。H20からは女性Drにより、毎月医学判定を行う。) 一時保護40人(同伴児28人) 自立促進のための援助(就労2人) 保護命令制度利用のための援助 5件 居住・保護施設利用のための援助(ステップハウス 5人 母子生活支援施設 2人)
18			12	男女共同参画課	・びゅあ総合が配偶者暴力相談支援センターとしての業務を実施(18.4～) ・実施内容(一時保護、カウンセリングは行わない) 相談 自立促進のための援助 保護命令制度利用のための援助 居住・保護施設利用のための援助	1	平成18年4月より、補完的な配偶者暴力相談支援センターとして業務を開始した。 相談、自立促進のための援助、保護命令制度利用のための援助や、保護施設の利用についての情報提供、関係団体との連絡調整、その他の援助を実施している。 ・平成19年度 DV相談件数 59件(電話48件、来所11件)
19			14	児童家庭課	(女性相談所) ・相談に対しては、話を十分に聞き、本人の意思を尊重して適切な情報提供・助言をする。	1	相談員の面接は「傾聴」「受容」「共感」を基本にして、本人の意志決定に基づいた支援を行っている。毎朝職員全員による簡単なケース検討を行い、相談者に対する態度、情報提供、支援の内容について検証している。
20			14	児童家庭課	(女性相談所) ・被害者の国籍や障害の有無を問わず、プライバシーの保護、受容的な態度等、人権を尊重した対応をする。	1	外国人相談者(面接 10人) 障害者(面接 1名)
21			14	児童家庭課	(女性相談所) ・二次被害の生じないよう努める。	1	DV被害者支援にかかる注意事項等について知識を深め、二次被害の発生には最大限の注意を払った対応に努めている。また、関係者の研修会を実施。(支援関係者への普及啓発を実施。)
22			14	児童家庭課	(女性相談所) ・家族等からの相談に適切に対応し、被害者の安全を確保する。	1	被害者の安全確保に不安がある場合は、家族であっても相談者の情報は提供しない。

「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成19年度実施状況】

1  
2 一部実施した(同上)  
3 実施しなかった

整理番号	施策	項目	頁	担当課	(計画策定時に想定した具体的な取組)	平成19年度の実施状況(1,2,3のいずれかを記入)	実施状況(件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入してください。)
23	(1) 配偶者暴力相談支援センター 相談を受けた場合の対応		14	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・相談に対しては、話を十分に聞き、本人の意思を尊重して適切な情報提供・助言をする。	1	話を十分に聞き、被害者の意志を尊重して適切な情報提供、助言に努めている。
24			14	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・被害者の国籍や障害の有無を問わず、プライバシーの保護、受容的な態度等、人権を尊重した対応をする。	1	被害者の通訳者からの相談に被害者の安全、安心の確保を図るように人権に配慮、プライバシーの保護を心がけた。
25			14	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・二次被害の生じないよう努める。	1	被害者の意志を尊重し、被害者に更なる被害が生じないように努めている。
26			14	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・家族等からの相談に適切に対応し、被害者の安全を確保する。	1	家族等からの状況を確認し、被害者の安全確保を最優先するよう情報提供、助言している。また、本人から相談するように協力を得ている。
27	(1) 配偶者暴力相談支援センター 被害者の心身のケア		14	児童家庭課	(女性相談所) ・大きな被害を受けている被害者に心理判定を行い、心理学的側面から援助する。	1	兼務職員により必要に応じて心理判定を行っている。心理判定5件
28			14	児童家庭課	(女性相談所) ・必要に応じて被害者の医療機関受診に同行する。	1	同行支援41件(退所9件、病院14件、求職4件、法律相談1件、迎え3件、保護命令1件、学校入学準備1件、地裁4件、甲府入管4件)
29			14	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・心身のケアが必要な相談者は十分な配慮のもと、女性相談所に引き継ぐ。	1	心身のケアが必要な相談者に対しては、十分な配慮のもと、女性相談所に情報を伝え、引き継いでいる。
30	(2) 警察 ア 相談を受けた場合の対応		15	県警	・被害者の意思を踏まえた上で、加害者に対して検挙、指導警告等の措置	1	配偶者からの暴力が行われているまたはその恐れがあると認められた場合は、被害者の意思を踏まえ、加害者に指導警告等を実施している。(他法令による検挙件数3件)
31			15	県警	・被害者について関係機関へ連絡、援助の制度等の説明	1	被害者に対しては事案に応じて配偶者暴力相談支援センター等関係機関への連絡や各制度等の説明を行っている。(関係機関への通報件数14件、保護命令制度の説明58件)
32			15	県警	・被害者の希望を踏まえ、女性警察職員による相談対応等、被害者の負担を軽減する配慮を行う。	1	対応にあたっては被害者の希望等を踏まえ女性警察職員による相談対応や加害者と遭遇しないような相談対応を実施している。
33			15	県警	・被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出を受けた場合は、必要な措置をとる。	1	配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための警察本部長等の援助を受けたい旨の申出を受けた場合、申し出が相当と認められた際は必要な措置を講じている。
34	(3) 県関係機関 児童相談所		16	児童家庭課	・子どもの目前で暴力のケースについて、配偶者暴力相談支援センターと連携をとって適切に対応する。	1	常に連携を取って適切に対応している。
35	(3) 県関係機関 保健福祉事務所		16	児童家庭課	・DV相談を受けた場合は、適切な助言を行い、配偶者暴力相談支援センターに相談して支援を受けるよう勧める。	1	連携し、支援を受けるよう勧めている。

「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成19年度実施状況】

1  
2 一部実施した(同上)  
3 実施しなかった

整理番号	施策	項目	頁	担当課	(計画策定時に想定した具体的な取組)	平成19年度の実施状況(1,2,3のいずれかを記入)	実施状況(件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入してください。)
36		(3) 県関係機関 精神保健福祉センター、保健所	16	健康増進課	・DV相談があった場合、配偶者暴力相談支援センターを紹介する。		1 相談支援センターを紹介している。(3件)
37	2 保護体制の充実	(女性相談所での一時保護)	17	児童家庭課	(女性相談所) ・一時保護に際して、被害者の気持ちを配慮するとともに、状況に応じて関係機関と連携して問題解決を図る。		1 一時保護は本人の意志により決定。連携機関(児童相談所、精神保健福祉センター、各市町村、各警察署)と密接な連携をとって支援を行っている。
38			17	児童家庭課	(女性相談所) ・緊急のケースは夜間、休日も緊急一時保護を行う。		1 夜間、休日の一時保護については警察を窓口としている。警察署からの通報に基づいて夜間・休日にかかわらず一時保護を実施している。(夜間 2件、休日3件)
39			17	児童家庭課	(女性相談所) ・必要に応じて適切に広域的連携を行う。		2 他県の母子生活支援施設入所 2件。他県の女性相談所・シェルターへの移管については移管後の支援措置(生活保護、委託料等)がないとの理由で拒否された。(拒否された件数 2件)
40			17	児童家庭課	(女性相談所) ・同伴児童の一時保護は、児童相談所と連携して行う。		2 就学児童については、日中児童相談所一時保護所に措置になる。未就学児童についても日中保護を希望しているが、児童相談所の入所状況により、1日の保育は受けられないことが多い。
41		(委託施設での一時保護)	17	児童家庭課	記述なし(一時保護の委託は困難)		
42		(婦人保護施設等)	17	児童家庭課	(女性相談所) ・長期の保護が必要な場合は、併置の婦人保護施設で引き続き保護し、支援する。		2 一時保護が2週間を経過した場合は、「婦人保護施設入所」に切替えている。が、同一施設を利用しているため設備及び人員体制が不十分で、保護施設としての機能(半年、1年間等の入所及び就労訓練等)は果たせていない。
43	3 被害者の自立の支援	(1) 就業の促進	18	児童家庭課	(女性相談所) ・職安、職業訓練施設と連携を取り、被害者に情報提供と助言を行う。		1 就労が必要な相談者に対しては、ハローワークのDV担当と連携を取り、求人情報をFAXで入手するなどして、相談者の便宜を図っている。
44			18	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・職安、職業訓練施設と連携を取り、被害者に情報提供と助言を行う。		1 随時、情報提供と助言を行っている。
45			18	労政雇用課	・就職セミナーやカウンセリング等、就業支援情報を配偶者暴力相談支援センターに提供		1 「再就職のためのセミナー・カウンセリング&ガイダンス」を実施。 ・セミナー11月6、7日、カウンセリング11月8、9日(びゅあ総合) ・カウンセリング11月15日(ベルクラシック甲府)
46			18	児童家庭課	(女性相談所) ・一時保護対処の際、求職の諸手続きをきめ細かく支援		1 就労に際しては、面接時の同行支援(1件)、就労先への同行支援(1件)また就職が決まった際の必要物品(仲居の襦袢・足袋など)の調達(2件)に支援を行っている。
#			18	職業能力開発課	・就職セミナーやカウンセリング等、就業支援情報を配偶者暴力相談支援センターに提供		1 母子家庭の母等の職業的自立促進事業を行った。 DVのため離婚し、母子家庭の母になった女性についても再就職を支援 定員20人、受講生15人、修了生10人、就職者7人、事業費3,540千円 DVを受けた受講生の有無は不明

「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成19年度実施状況】

1  
2 一部実施した(同上)  
3 実施しなかった

整理番号	施策	項目	頁	担当課		(計画策定時に想定した具体的な取組)	平成19年度の実施状況(1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入してください。)
48		(2) 住宅の確保	18	住宅課	新規募集住宅への優先入居の実施。 入居者資格要件を緩和。 ・所得要件の算定上離婚が成立していなくても離婚状態とみなす。 ・連帯保証人の所得要件を緩和。 ・単身での入居を認める。	政策空家の一部について、期限を定めて目的外使用を実施。	1	目的外使用として県営住宅を活用。4件、4世帯。(10名)
#			18	児童家庭課	(女性相談所) ・被害者の個々の事情に応じて、公営・民営住宅の確保についての情報提供。	児童家庭課 ・県営住宅(政策空家)を借り上げ、ステップハウスとして使用。	1	ステップハウス(公営住宅の一時使用)利用者 5人。ステップハウスの利用料の支払いが困難なケースが見られる。公営住宅への優先入居については実際には効力がなく、一般枠での入居と余り変わらない。また、DV被害者に対する特別措置として保証人の所得制限の撤廃があるが、DV被害者にとっては保証人そのものを探すことが困難な場合もあるので、さらに進んで保証人の連署そのものの緩和措置を設けてほしい。
50		(3) 援護	19	児童家庭課	(女性相談所) ・福祉事務所と連携をとって、生活保護の適用を含めた総合的な自立支援策を検討する。		2	福祉事務所との連携は十分ではないところもある。特に生活保護については、生活する場所が決まったところで保護を実施するということになっており、お金のない一時保護者は住居を定めること自体が困難なので保護の実施ができない。(他県では最初に相談した市町村での生活保護実施を行っている県もある。)
#			19	児童家庭課	(女性相談所) ・活用できる各種福祉施策について情報提供する。		1	ひとり親支援を始めとした情報提供を行っている。ひとり親パンフレットの配付も行っている。(70部購入。面接相談の際該当者に配付)
52			19	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・活用できる各種福祉施策について情報提供する。		1	母子生活支援施設や児童扶養手当等利用の出来る福祉施策についての、情報提供を行っている。
#		(4) 福祉事務所の役割	19	児童家庭課	・生活保護法が適用されるときは生活保護により自立を支援する。		1	各市町村福祉事務所により、適切な支援が行われている
54			19	児童家庭課	・児童母子相談、母子生活支援施設での保護を実施する。		3	県内の母子生活支援施設では、県内のDV被害者の受入は行っていない
#			19	児童家庭課	・母子家庭の自立支援を行う。		1	山梨県母子家庭等自立促進計画に基づき、各種自立支援を行っている。
56		(5) 同居する子どもの就学	20	児童家庭課	(女性相談所) ・教育委員会及び学校に対して保護命令制度について周知していく。	・一時保護期間中の学習の遅れを最小限とするため、学校・児童相談所との連携を密にして対応する。 ・退所後の就学については、被害者本人、学校・教育委員会の双方に対して、保護命令制度等 配偶者からの暴力の特殊性に即した適切な対応ができるよう、説明・働きかけを行う。	1	一時保護中の同伴児が就学児の場合は、児童相談所へ日中一時保護を行い、学習が継続できるようにしている。また、相談者が遠方に避難するときには、転校元の学校にも転校先を知らせないほどの慎重さで避難を行っている。(教育委員会対応)
#			20	義務教育課	・学校職員への研修により守秘義務の徹底等を図る。必要に応じスクールカウンセラーが子どもの心のケアを実施。	・管理職研修・校長等および教頭研修や生徒指導担当者研修で、趣旨および概要を周知する。	1	H19.5.31 校長研修会 約300名参加 H19.6.5 教頭研修会 約300名参加 H19.5.29 生徒指導担当者会 約300名参加 H19.11.8 " "

「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成19年度実施状況】

1  
2 一部実施した(同上)  
3 実施しなかった

整理番号	施策	項目	頁	担当課	(計画策定時に想定した具体的な取組)	平成19年度の実施状況(1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入してください。)		
58		(6) その他配偶者暴力相談支援センターでの情報提供、取り組み	20	児童家庭課	(女性相談所) ・一時保護中から教育委員会や学校と連絡を取り、転校等について理解を得る。		3 女性相談所は一時保護者の秘密保持のため、教育委員会、学校等へは一切連絡していない。就学児の場合は児童相談所を窓口に行っている。		
#			20	児童家庭課	(女性相談所) ・接近禁止命令が出された場合は学校へ申し出るよう促す。		1 接近禁止が発令される以前から学校へは「子と夫の接触について配慮を依頼するよう促しているが、夫も親権者であるため難しい面がある。保護命令発令後はその旨を学校へ伝え、夫を接近させないよう協力を依頼するよう促している。		
60			20	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・接近禁止命令が出された場合は学校へ申し出るよう促す。		3 相談事例なし		
#			20	児童家庭課	(女性相談所) ・自立に必要な事項(健康保険、住民基本台帳の閲覧等の制限等)について情報提供及び市町村との連絡調整を行う。		1 住民票を異動せずに健康保険取得できること、住民基本台帳の閲覧制限等については常に情報提供を行っている。また、必要に応じて市町村への依頼、同行支援を行っている。		
62			20	児童家庭課	(女性相談所) ・離婚調停手続きに関する相談対応、弁護士による無料法律相談の紹介。		1 離婚に関する相談には緻密な情報提供を行っている。また、無料相談を希望する相談者には各種無料相談を紹介するとともに、必要に応じて法テラスの予約、同行支援を行っている。		
#			20	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・自立に必要な事項(健康保険、住民基本台帳の閲覧等の制限等)について情報提供及び市町村との連絡調整を行う。		3 相談事例なし		
64			20	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・離婚調停手続きに関する相談対応、弁護士による無料法律相談の紹介。		1 離婚調停手続きに関する情報を提供するとともに、無料法律相談を紹介している。		
#			20	児童家庭課	(女性相談所) ・関係機関へ同行して支援。		1 同行支援41件(退所 9件、病院14件、求職4件、法律相談1件、迎え3件、保護命令1件、学校入学準備1件、地裁4件、甲府入管4件)		
66			4 被害者が保護命令制度を利用する際の支援	(1) 配偶者暴力相談支援センター	22	児童家庭課	(女性相談所) ・保護命令制度の説明と申し立て手続きへの支援を行う。		1 保護命令については、DV相談者のほぼ全員に情報提供している。申立を希望する相談者にはテキスト(「自分でできる保護命令」)の貸し出しもしている。必要に応じて陳述書記述の支援、申立時の同行支援等を行っている。
#					22	児童家庭課	(女性相談所) ・保護命令の申立てに係る裁判所提出書面を速やかに提出する。		1 H19年度は8件の書面提出を行ったが、いずれも期限内に速やかに提出している。
68	22	児童家庭課			(女性相談所) ・裁判所への同行支援。		1 H19年度 4件。		
#	22	男女共同参画課			(びゅあ総合) ・保護命令制度の説明と申し立て手続きへの支援を行う。		1 保護命令制度について説明するとともに、申し立てに必要な情報を聞き取るように努めている。		
70	22	男女共同参画課			(びゅあ総合) ・保護命令の申立てに係る裁判所提出書面を速やかに提出する。		3 相談事例なし		

「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成19年度実施状況】

1  
2 一部実施した(同上)  
3 実施しなかった

整理番号	施策	項目	頁	担当課		(計画策定時に想定した具体的な取組)	平成19年度の実施状況(1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入してください。)
#		(2)警察	22	県警	・保護命令発令の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡をとる。加害者に対しては指導警告を行う。			1 保護命令を発した旨の通知を受けた場合は速やかに被害者と連絡を取り危害を防止するための留意事項及び緊急時の通報等を教示し加害者に対しては保護命令の内容を遵守するよう指導警告を行っている。(保護命令件数8件、全て加害者に対し指導警告実施)
72			22	県警	・裁判所からの照会には速やかに回答する。			1 裁判所から保護命令事件の審理に対して照会があった場合は期日まで速やかに回答している。
#	5 職務関係者による配慮	(1)被害者への配慮	23	県警	・被害者の状況を踏まえ、国籍、障害の有無を問わず人権に配慮する。被害者と支援者の安全確保に配慮する。			1 被害者の心身の状況、環境、国籍、障害等の有無を問わず人権に配慮し被害者等の安全確保に配慮している。
74			23	児童家庭課	(女性相談所) ・被害者の状況を踏まえ、国籍、障害の有無を問わず人権に配慮する。被害者と支援者の安全確保に配慮する。	・女性相談業務マニュアルの改訂...二次的被害防止、人権尊重、秘密保持等を明確化		1 十分な配慮を行っている。マニュアル作成。
#			23	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・被害者の状況を踏まえ、国籍、障害の有無を問わず人権に配慮する。被害者と支援者の安全確保に配慮する。			1 被害者の人権に配慮するとともに、被害者と支援者の安全確保に配慮している。
76			23	県警	・二次被害が生じないよう適切に対応する。			1 被害者に対しては更なる二次的被害が生じることがないように、被害者の立場にあった対応を行っている。
#			23	児童家庭課	(女性相談所) ・二次被害が生じないよう適切に対応する。			1 最大限の努力をしている。
78			23	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・二次被害が生じないよう適切に対応する。			1 被害者の意志を尊重し、更なる被害が生じないよう適切な対応を心掛けている。
#			(2)職務関係者の資質向上	23	男女共同参画課	相談関係職員(関係機関職員及び市町村職員等)を対象とした研修会を実施する		
80	23	児童家庭課		(女性相談所) ・相談員を専門研修に派遣するとともに所内でケース検討会を実施して能力向上を図る。相談員の心身の健康に配慮する。	・市町村関係者への説明...配偶者暴力相談支援センターの業務内容、DV防止対策の特殊性、自立支援に向けた連携体制(福祉事務所等) ・保育所関係者への説明...DV被害の現状、保護命令等の制度関係、加害者への対応の留意点		1 専門研修への派遣 7件。ケース検討会は毎朝実施。職員員の健康保持にも配慮している。	

「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成19年度実施状況】

1  
2 一部実施した(同上)  
3 実施しなかった

整理番号	施策	項目	頁	担当課	(計画策定時に想定した具体的な取組)	平成19年度の実施状況(1,2,3のいずれかを記入)	実施状況(件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入してください。)
#			23	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・相談員を専門研修に派遣するとともに所内でケース検討会を実施して能力向上を図る。相談員の心身の健康に配慮する。		1 相談員の研修への参加やケース検討会を実施し、また健康への配慮をした。
82			23	県警	・警察職員を対象とする研修を実施する。		1 各種学校教養や機会あることに実務に即した教養を実施している。また性犯罪捜査員として指定されている女性警察職員を対象に配偶者暴力防止法の改正点、相談受理対応等の教養を実施した。
#			23	義務教育課	・学校職員を対象とする研修を実施する。	管理職研修・校長等および教頭研修や生徒指導担当者研修で、趣旨および概要を周知する	1 H19.5.31 校長研修会 約300名参加 H19.6.5 教頭研修会 約300名参加 H19.5.29 生徒指導担当者会 約300名参加 H19.11.8 " "
第3 施策推進のための体制強化							
#	1 関係機関の連携協力		24	男女共同参画課	・関係機関連絡協議会により連携強化を図る。		1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会開催(H19.11.21) 法改正や相談等の状況について情報交換を行った。
85			24	児童家庭課	・関係機関の役割と権限を明確にして被害者対応マニュアルを作成する。		2 市町村等も交えて内容の検討を行い、マニュアル(案)を作成した。平成20年度に印刷し5月配布予定。
#			24	児童家庭課	市町村職員を対象に法及び関連制度についての説明会を開催し、主体的な取組を促す。		2 説明会の内容、時期等について検討した。被害者対応マニュアルの配布にあわせ、平成20年5月に開催予定。
87			24	児童家庭課	(児童相談所) ・被害者の子どもについて児童福祉法等による措置を講ずる。		1 適切な措置を講じている。
#	2 苦情の適切かつ迅速な処理		25	県警	・申し出のあった苦情について適切に対応する。		1 申し出のあった苦情については誠実に受け止め、適切かつ迅速に組織として対応している。
89			25	児童家庭課	(女性相談所) ・申し出のあった苦情について適切に対応する。		1 H19については、寄せられた苦情は0件であったが、対応に苦情を述べられた相談2件について自主的に苦情と捉え、問題点を明確にした。また、苦情解決委員に内容を送付し、第3者委員会を開催した。
#			25	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・申し出のあった苦情について適切に対応する。		1 適切に対応するよう心掛けている。平成19年度は苦情は寄せられていない。
91			25	県警	・苦情処理要領を定める。		1 苦情処理関係については、既に「山梨県警察苦情処理対策室運営要領」が定められており、組織として対応が図られるようにしている。
#			25	児童家庭課	(女性相談所) ・苦情処理要領を定める。		1 平成19年度改訂した。
93			25	男女共同参画課	(びゅあ総合) ・苦情処理要領を定める。		2 H20年度策定予定



「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に係る施策【平成19年度実施状況】

1  
2 一部実施した(同上)  
3 実施しなかった

整理番号	施策	項目	頁	担当課	(計画策定時に想定した具体的な取組)	平成19年度の実施状況 (1,2,3のいずれかを記入)	実施状況 (件数、人数、日時、事業費、体制整備の状況等、また、実施できなかった理由などを記入してください。)
#	3 民間団体との連携		26	男女共同参画課	・関係機関連絡協議会及び男女共同参画関係団体等と連携する。		1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する関係機関連絡協議会を開催(H19.11.21)し、情報交換等を行うほか、啓発パンフレットの配布を連携して行った。 DV関係民間団体とも連携し、民間団体構成員に、相談員研修や啓発講演会への参加を呼びかけ、それぞれ参加を得た。
95			児童家庭課	(女性相談所) ・民間団体の情報を収集し、協力を務める。		1 「くろーばー」「オアシス」等と連携するとともに情報を提供している。	
#			男女共同参画課	(びゅあ総合) ・民間団体の情報を収集し、協力を務める。		1 研修会、講座等民間団体の情報を収集している。 また、11月に民間団体との共催により、シンポジウム「DVについて考えよう」を開催した。 H19.11.3(びゅあ総合) 参加人数22名	
97	4 調査研究の推進		27	児童家庭課	(女性相談所) ・事例について分析を行い、被害の実態を把握し、被害者の自立等への支援に役立てる。		2 12月2日、内閣府のDV被害者支援アドバイザー事業においてスーパーバイザーを招いて分析を行った。H20年度は隔月でのスーパービジョンを予定している。
#			27	男女共同参画課	国の行う加害者更生のための研究について情報を収集する。		2 HP、刊行物を確認し、情報収集に努めた。

